

## スマートフォン等を鍵として利用する解錠機能に係る基準

### ● 措置内容

- スマートフォンを利用し、自動車の施錠装置、イモビライザ、盗難発生警報装置を施錠・解錠することを可能とします。

### ● 改正概要

1. 現在、道路運送車両の保安基準において、「鍵」はその装置によってのみ作動するよう設計・製造された施錠機能について、作動させる方法を提供するように設計・製造された装置とされています。
2. 当該機能について、国内基準を改正し「鍵」の定義に電子ソリューションを追加することにより、セキュリティ対策について確認しつつ適合することとします。

### ● 改正時期

令和元年10月中

### ● 適用時期

令和元年10月中